

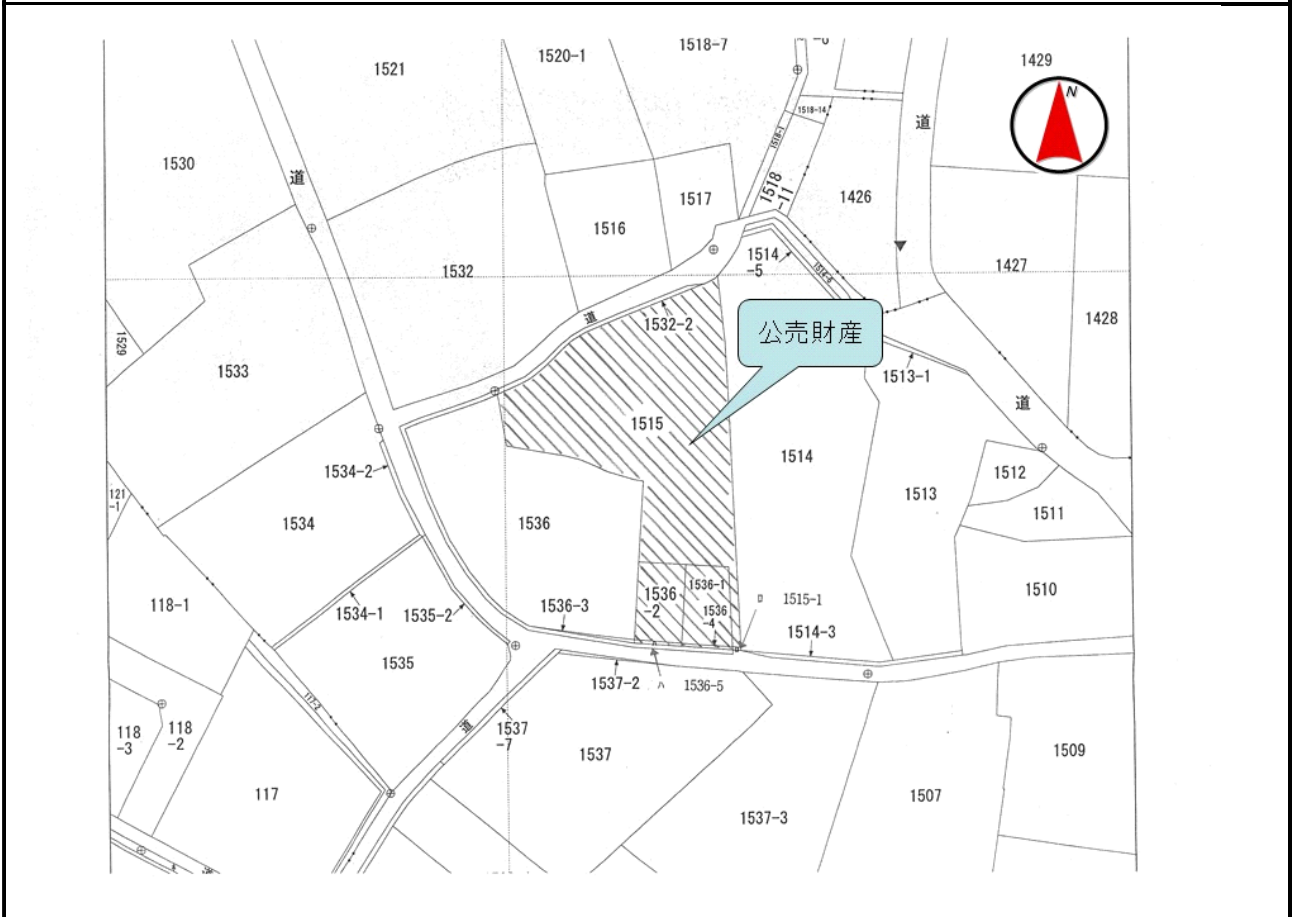
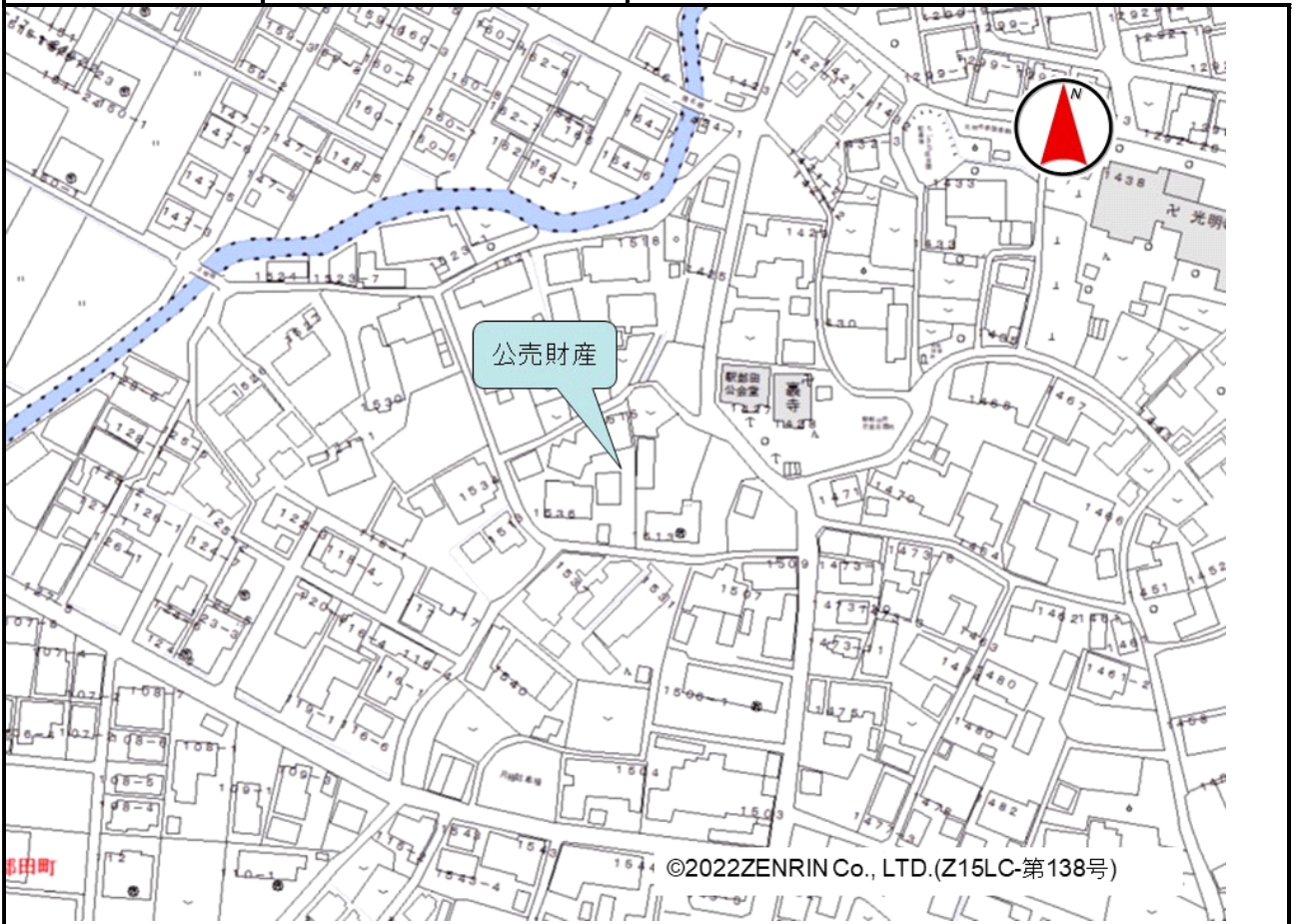
売却区分番号	612-2		
見積価額	¥9,420,000	公売保証金	¥1,000,000
財産の表示	<p>1 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 1515 番地 家屋番号 1515 番の 1 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2 階建 床面積 1 階 115.56 平方メートル 2 階 39.03 平方メートル</p> <p>2 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 1515 番地、1536 番地 2 家屋番号 1515 番の 2 種類 車庫 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 65.26 平方メートル</p> <p>3 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 1536 番地 2 家屋番号 1536 番 2 種類 物置 構造 鉄骨造スレート葺平家建 床面積 18.76 平方メートル</p> <p>4 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 地番 1515 番 地目 宅地 地積 594.54 平方メートル</p> <p>5 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 地番 1536 番 1 地目 宅地 地積 54.01 平方メートル</p> <p>6 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 地番 1536 番 2 地目 宅地 地積 53.88 平方メートル</p> <p>7 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 地番 1515 番 1 地目 公衆用道路 地積 0.37 平方メートル</p> <p>8 所在 三重県松阪市駅部田町字どき</p>		

売却区分番号	612-2		
見積価額	¥9,420,000	公売保証金	¥1,000,000
	<p>地番 1536番4 地目 公衆用道路 地積 2.20平方メートル</p> <p>9 所在 三重県松阪市駅部田町字どき 地番 1536番5 地目 公衆用道路 地積 2.31平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%</p> <p>松阪市景観計画区域 都市機能誘導区域外 居住誘導区域内</p>		
接道状況	<p>南側 幅員約 2.6メートルから約3メートル 舗装公道（建築基準法上の道路）ほぼ等高接面</p> <p>北西側 幅員約 1.5メートルから約 2.8メートル 舗装公道（建築基準法上の道路ではない）水路を挟んでほぼ等高接面</p>		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	<p>（公売財産1） 公売財産所有者が居住している。</p> <p>（公売財産2） 平成9年5月20日新築（登記による） 公売財産所有者及び第三者（甲）が車庫・物置として使用している。 なお、第三者（甲）の使用権原は使用貸借と認められる。</p> <p>（公売財産3） 昭和53年3月日不詳新築（登記による） 公売財産所有者及び第三者（甲）が物置として使用している。 なお、第三者（甲）の使用権原は使用貸借と認められる。</p> <p>（公売財産4、5及び6） 公売財産1、2及び3の敷地として使用されている。</p> <p>（公売財産7、8及び9） 南側接道の一部として使用されている。</p> <p>以上、令和6年2月9日現在</p>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産4には、第三者（甲）の建物（家屋番号1515番の3）が存する。 なお、建物敷地の使用権原は使用貸借と認められる。 ・公売財産4には、公売財産所有者の庭内神し及び石灯籠等の動産がある。 ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。なお、見積価額の公売財産ごとの内訳は以下のとおり。 <p style="text-align: center;">公売財産3 18,840円 公売財産3以外 9,401,160円</p>		

売却区分番号	612-2		
見積価額	¥9,420,000	公売保証金	¥1,000,000
住居表示等	三重県松阪市駅部田町1515番地		
最寄駅等	JR(東海)紀勢本線松阪駅南西約2.3キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。 		
陳述書等の提出 について	<p>・入札をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p> <p>暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。</p> <p>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。</p> <p>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</p>		

売却区分番号

612-2



売却区分番号

612-2

建物配置図



※この配置図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

間取り図

建物①1515番の1



※この間取り図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

612-2



売却区分番号

612-2

